

会 議 要 録

名 称	豊 橋 市 環 境 審 議 会	
開催日時	令和元年8月27日（火） 午後2時00分から午後3時50分まで	
出席委員数	16人（委員定数17人）	
出席委員名	稲垣隆司会長、井上隆信副会長、功刀由紀子委員、東海林孝幸委員、枝松裕子委員、浅岡孝知委員、山内智之委員、氏原憲志委員、石元伸一委員、徳島結城委員、鈴木真理子委員、尾崎福子委員、鈴木康夫委員、高瀬栄子委員、木田きよゑ委員、牧眞司委員（名簿順、敬称略）	
事務局 職氏名	環境部長／小木曾充彦 環境政策課長／小林正彦 廃棄物対策課長／佐藤実 環境保全課長／牧野大公 温暖化対策推進室長／三浦正人 環境政策課 課長補佐／夏目幸宏 課長補佐／井上知之 主査／杉浦夕紀子 主査／三木寅男 担当／鈴木啓仁 廃棄物対策課 主幹／田村明浩 埋立処理課 課長補佐／岡田和久 収集業務課長／若子尚弘 資源化センター長／提髪宏彰 施設建設室長／前田隆男 埋立処理課長／田邊章裕	
議 題	（1）第2次豊橋市環境基本計画の進捗状況について（資料1） （2）豊橋市廃棄物総合計画の進捗状況について（資料2） （3）第3次豊橋市環境基本計画の策定について（資料3） （4）報告事項 ①豊橋市のごみの現状について（資料4） ②もやすごみの仮埋立後の掘起し作業進捗状況について（資料5） ③「豊橋市不良な生活環境の解消に関する条例（案） （いわゆるごみ屋敷条例）」の制定について（資料6） ④食品ロスの削減の推進に関する法律について（資料7）	
議事の概要	1. 委員の委嘱 2. 会長あいさつ 3. 委員紹介 4. 開会 5. 議題等 （1）第2次豊橋市環境基本計画の進捗状況について（資料1） （2）豊橋市廃棄物総合計画の進捗状況について（資料2） （3）第3次豊橋市環境基本計画の策定について（資料3） （4）報告事項 ①豊橋市のごみの現状について（資料4） ②もやすごみの仮埋立後の掘起し作業進捗状況について（資料5） ③「豊橋市不良な生活環境の解消に関する条例（案） （いわゆるごみ屋敷条例）」の制定について（資料6） ④食品ロスの削減の推進に関する法律について（資料7） 質疑応答（別紙のとおり） 6. 閉会	

令和元年度 環境審議会 会議録

日 時：令和元年8月27日（火） 14：00～15：50

場 所：豊橋市役所東館12階 東121会議室

委員数：16人／17人

1. 委員の委嘱
2. 会長あいさつ
3. 委員紹介
4. 開会
5. 議題等

（1）第2次豊橋市環境基本計画の進捗状況について

会 長：最初に、議題1の「第2次豊橋市環境基本計画の進捗状況について」事務局から説明してください。

（事務局より説明）

会 長：ただいま事務局から詳細な説明がございましたが、この件について何かご意見・ご質問はございますか。

委 員：エコファミリーについては、登録件数を増やすために補助金などを使われているのでしょうか。

事務局：太陽光発電や電動アシスト自転車など様々な種類の補助制度がありますが、エコファミリーに登録することが補助制度を利用する条件の一つとなっています。例えば太陽光の場合は最大6万円の補助となります。様々な形で家庭で取り組んでもらうことが趣旨となっています。実際にどのような形で行われているのか効果検証もしています。今年度は1,170世帯が登録しており、そのうち300世帯にアンケートを行い、2～3割の方にご回答いただきましたが、補助金の申請によって家庭でも省エネや節電に取り組んでいるということが検証されました。

委 員：資料9頁で「ヒートアイランド対策の推進」のための具体的な取り組みとして、市役所での屋上緑化を実施したとありますが、いつ行われ

たのですか。小・中学校などでは緑のカーテンを設置して空調の稼働や教室の温度上昇を抑えるとありますが、実際は非常に暑くて緑のカーテンだけではなかなか対応しきれないとも思います。その際、きちんと教室内で空調も稼働させて温度上昇を抑えていたのでしょうか。

事務局：屋上緑化については平成20年頃から実施しているかと思います。一般的には緑のカーテンをすることで2度ぐらい温度が下がると言われており、実際に検証したデータはありませんが、職員に聞くとやはりあるとないとでは違うようです。

委員：現在、小中学校の教室に空調設備はついているのですか。

事務局：小中学校の空調については、今年度8月から設計を始めており、今まさに全ての普通教室に整備している最中です。これまではひとつの教室に4台の扇風機を設置し、緑のカーテンと扇風機で暑さを凌いでいました。設置完了した教室から使えるようになりますが、74校を順次整備しており、3月31日までに完了することとなっています。

委員：資料6頁で「資源化センターのごみ処理広域化の推進」とありますが、広域化によってごみ減量と効率的・効果的な方策とはどのようにつながるのでしょうか。

事務局：現在、田原市と共同で可燃ごみ等を処理する検討を進めており、ごみの減量という点では直接的な関係性は低いかと思いますが、ごみ処理のコストに関してはスケールの拡大によって縮減することができると考えています。

副会長：公共施設における緑のカーテン設置個所数の単位が「箇所/年」とありますが、これは累計ではないのでしょうか。

事務局：単年度ごとの実施箇所の数値であり、その年ごとの累計となります。

会長：「自然環境の保全啓発活動への参加者」や「530運動等の参加者数」など、住民参加による指標が全て減っており、△となっています。例えば環境問題についてどんどんやっていかないといけないとわかっているにしても、豊橋市民に限らず住民の方々はなかなか取り組みをしないという実態があり、予算の関係もあるかと思いますが、普及啓発など

参加者を増やすことを考えていかなければ、じり貧になってしまいます。これは豊橋市だけの問題ではなく、例えばSDGsにしても、皆、分かってはいても認知度自体は19%となっています。もっといろいろな面で市民の方々への啓発を考えてもらえるとよいと思います。

事務局：例えば、6頁の「530運動等の参加者数」で言いますと、平成21年度の基準値が18万人、令和2年度の目標値が18万5千人となっており、計画当初の平成26年度には17万5400人で、次の年には20万人と非常に増えましたが、そこから停滞している状況であり、増やすための啓発の努力が足りないと感じています。市民に参加してもらい機会を増やすことが非常に重要になってくると思うので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

(2) 豊橋市廃棄物総合計画の進捗状況について

会長：続きまして、議題2の「豊橋市廃棄物総合計画の進捗状況について」事務局から説明していただきます。

(事務局より説明)

会長：ただいま事務局から説明がございましたが、この件について何かご意見・ご質問はございますか。

委員：資料2頁で、生ごみがリサイクルに回った分、家庭系ごみ排出量が減少したということはあるのでしょうか。

事務局：従来、生ごみは燃やすごみとして燃やしていましたが、バイオマス利活用センターが稼働したことにより、燃やすごみから生ごみを資源として使うようになりました。その結果として、燃やすごみの量が減っています。

委員：そこで気になる点として、平成30年に再びごみが増えてきているように感じます。市民も事業者も増えているとは思いますが、市としてその理由はどのように考えていますか。

事務局：年度によって状況は変わりますが、平成30年度についてはかなり大きな台風が襲来し家屋の被害などがあったため、多くのごみが排出さ

れ、その分の増加が影響していると分析しています。

委員：市民の意識が下がったから増えた訳ではなくて、災害によるごみの影響だということですね。

副会長：生ごみはバイオマス利活用センターに持っていった分も、ごみ量としてカウントしているのですか。

事務局：家庭系ごみの排出量のカウントには含んでおり、また、資源として利用していることからリサイクル率も上がっています。

委員：家庭系ごみの排出量の中に生ごみも入っているというご説明でしたが、家庭系ごみは、生ごみともやすごみが含まれているということでしょうか。その上で、家庭系ごみ排出量の指標は大幅に達成しているということになっているのですね。生ごみはリサイクルされるものなので、家庭系ごみ排出量からは除外されているのかと思っていました。

会長：つまり、生ごみを含んだとしてもこれだけの減量化が進んだということだと思います。

委員：わかりました。そうであれば、非常に達成率が良い結果だと思いますが、なぜここまで大幅に削減できたのでしょうか。

事務局：その点については、後程、報告事項として詳細を説明いたします。

委員：資料4頁の休日・早朝夜間の不法投棄の監視パトロールについて、具体的にどのような時間帯に誰がどこをどのように実施されているのでしょうか。

事務局：産業廃棄物の不法投棄パトロールについては、基本的には委託業務として実施しております。市がパトロール場所を指示した上で、24時間、市内各地を業者がパトロールしており、不審な事案があれば報告を受け、市の職員が直接現場を見に行っています。

副会長：資料3頁で、公共下水道の普及率や地域下水道の普及率が下降しているとありますが、その理由は何ですか。下水道整備区域の人口は減少しているが未整備区域の人口は減少していないからなのか、下水道整備区域の人口は変わらないものの未整備区域の人口が増えたからなのか、どちらなのでしょう。

事務局：下水道整備区域から人口は少し流出しているが、未整備区域の人口は変わっていないということです。また、区画整理地区内で整備区域から未整備区域に人が移動してしまっていることも影響しています。

委員：未整備区域に引越す際に、合併処理浄化槽がなくても住宅建設の許可は下りるのでしょうか。

事務局：新築の場合は合併処理浄化槽の設置が必須となっています。平成13年以降の新築では垂れ流しということはありませんが、13年以前に設置された家屋については単独処理浄化槽もしくはくみ取り式も残っています。区画整理の後に、道路整備が終わらないと下水道の整備が出来ないものですから、整備前に家が建った場合はまず合併浄化槽を設置し、その後下水処理に接続するということになります。

副会長：合併処理浄化槽の法定検査について、愛知県全体の実施率が低いと聞きましたが、豊橋市の状況はいかがですか。

事務局：本市でも合併・単独共に法定検査実施率は相当低い状況です。昨年度までは個別訪問による啓発を実施してきましたが、今年度からは啓発方法を変え、郵送による啓発を実施しています。内容は、法定検査と保守点検と清掃の3つが浄化槽管理上の義務となりますので、そちらを適切に行ってくださいというものです。これらとあわせて広報とよはしへの掲載やFM豊橋でのラジオ放送を実施していますが、実情としてはなかなか実施率の向上にはつながらず、横ばい状態です。

副会長：法定検査を受けないと罰則規定があると聞いています。きっかけがなければ取り組みも進まないと思われれます。検査だけでなく保守点検や清掃をしていないということだと流域の水質の悪化にもつながることになるため、適切な対応をお願いしたいと思います。

事務局：新しい取り組みの効果を見ながら、試行錯誤のうえ検討していきたいと思えます。

委員：不法投棄24時間パトロールの対象は、産業廃棄物のみでしょうか。自動車や工場設備、クーラーなども入るのでしょうか。実は、豊橋市と豊川市の境あたりに、自動車や大きなホース類、大量のトマトやナ

スなどが捨てられており、週ごと増えています。そういったもののパトロールはないのでしょうか。

事務局：車は別であり、またどこから出たかにもよりますが、産業廃棄物になる可能性も高いので、現場を教えていただき状況を見ながら個別に対応したいと思います。

(3) 第3次豊橋市環境基本計画の策定について

会 長：続きまして、議題3の「第3次豊橋市環境基本計画の策定について」事務局から説明していただきます。

(事務局より説明)

会 長：ただいま事務局から説明がございましたが、この件について何かご意見・ご質問はございますか。

副会長：別紙のスケジュールを見ると、パブリックコメントを実施した後に、すぐ環境審議会と環境調整会議を開催し最終案の決定となっておりますが、パブリックコメントで市民から出された意見を反映させてより良いものを作るためには、大幅に計画が変更になることもあるかと思えます。その場合、政策会議や環境経済委員会等を開催して検討・決定する必要も出てくるかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：ごもっともなご意見だと思います。対応については状況に応じて検討する必要があると感じています。

会 長：市民の意見を尊重できるように、スケジュールありきでないような対応をしていただきたいと思います。

また、生物多様性地域戦略については、ぜひきちんと位置付けていただきたいと思います。47都道府県のうち計画を策定しているのは43のみであり、環境省の事業レビューでも指摘したばかりです。SDGsやパリ協定の動きをしっかりと捉えた上で基本計画を大幅に変えることも必要だと思いますので、ぜひこの時代にあった対応をお願いします。

委 員：個人的な見解ですが、豊橋市がSDGs未来都市に指定されたのは、

530運動発祥の地だからだろうと考えています。子どもたちや市民主体という点から考えると、これから先、第3次豊橋市環境基本計画の策定にあたっては、もう少し精神的なことが必要ではないかと思っています。

マイクロプラスチック問題などの啓発も必要だと感じており、ストローやレジ袋の削減以外に、市民ができることがあると思います。周りの生活を見回すと、プラスチック製品のうちで安いものはほとんどが外国製の再生品であり、劣化しやすいものとなっています。これらが雨水で流れて川へ出て、そして海へと出てしまいます。例えばプラスチックのおもちゃを紫外線が強い場所には置かないとか、市民レベルで身近にできることが結構あるので、一步踏み込んだ啓発をしていただければと思います。

事務局：まだ正式には決まっていないのですが、毎年11月に開催している環境フェスタにおいて、今年はプラスチック削減の動きを受けた象徴的なイベント内容にしたいと思っています。

(4) 報告事項

会長：最初に「①豊橋市のごみの現状について」事務局から説明してください。

(事務局より説明)

会長：ただいま事務局から報告がございましたが、この件について何かご意見・ご質問はございますか。

委員：語句の使い方について、生ごみや資源化できるものを除いたごみを、家庭系ごみと記載したり生活系ごみと記載しており、資料ごとに異なるので注意していただきたいと思います。

資料1の6頁で家庭系ごみとあり、これは生活系ごみと捉えればよいと思いますが、平成27年度から28年度に大きく減少したのは指定ごみ袋制度によってごみを減らそうという意識が市民に働いたと好意的に解釈してもよいのでしょうか。また、平成28年度から29年度

は生ごみ分別が始まったことにより、ごみを減らそうという意識が働いたと考えればよいのでしょうか。事務局ではどのように解釈されていますか。

事務局：平成28年度は、指定ごみ袋の導入によりごみ減量の意識が高まったことが影響していると考えています。また、平成29年度からは、生ごみともやすごみを分別して別の日に出していただいております。しっかりと分けてもらうことでごみが減ったのではないかと考えています。また、生ごみの水切りをするようお願いしております、その分が減ったのではないかと考えています。平成30年度は大きな変動はありませんが、資源化センターの事故による非常事態宣言をして、しっかりごみ分別をしていただくようお願いしております、もやすごみについては前年度比で3.1%減少しており、市民の方々に大きな協力を賜りました。

会長：資料1の6頁に記載されている「家庭系ごみ」は、「生活系ごみ」という語句に修正しておいてください。

委員：食品トレイなどのプラスチックごみの分別もしっかりされたことが減量につながったという側面もあるのでしょうか。

事務局：特に昨年度は非常事態宣言もあったことから、プラマークごみや生ごみ、古紙などの分別とリサイクルについて啓発を進めており、実際にプラマークごみが多かったということで、市民の方々にも理解いただけたと考えています。

委員：進捗状態が良いということですが、今後もっと良くなるというほどのインパクトは感じられませんので、さらなる対策が必要だと思います。生ごみは具体的にどのように処理されているのでしょうか。

事務局：市民にごみステーションに出してもらい、ごみステーションからパッカー車で回収し、平成29年10月から稼働している中島下水処理場のバイオマス利活用センターにおいて、生ごみと下水汚泥などとあわせてメタン発酵を行い、バイオガスを利用した発電事業を行っています。

会 長：次に、「②もやすごみの仮埋立後の掘起し作業進捗状況について」事務局から説明してください。

（事務局より説明）

会 長：ただいま事務局から報告がございましたが、この件について何かご意見・ご質問はございますか。

会 長：埋立期間中の浸出液はどのように処理していたのでしょうか。

事務局：水処理についてはもともと最終処分場にあった既存設備を利用しています。

会 長：次に、「③「豊橋市不良な生活環境の解消に関する条例（案）（いわゆるごみ屋敷条例）」の制定について」事務局から説明してください。

（事務局より説明）

会 長：ただいま事務局から報告がございましたが、この件について何かご意見・ご質問はございますか。

委 員：お金が中途半端にしかなくて生活保護も受けていないような人が、福祉的な支援を受けたいときに、リバースモーゲージのような仕組みがあるとよいと思います。そうすれば、自分で建物を処理してほしい、できなければ排除というのではなく、持っている財産や資産を有効活用して、生きている間にぎりぎりまで財産を使いきって医療や介護なども受けながら良い生活ができるようになるのではないかと思います。長寿介護課などと一緒になって学識経験者や弁護士、銀行などにも入ってもらい、ごみ屋敷を処分する際に資産価値を決めた上で、施設などに入居してもらい、その土地は更地にして新たな活用をしていくようにできるとよいと思います。

事務局：条例を作るにあたっては、福祉や健康など関係各課と連携しながら進めたいと考えておりますので、対策会議の場で今ご提案いただいた内容も含めて検討していきたいと思っております。

会 長：ぜひ横の連携が重要だと思いますのでお願いします。なぜこうなって

しまったのか、その方の背景も考えながら取り組んでいただきたいと思います。

会 長：次に、「④食品ロスの削減の推進に関する法律について」事務局から説明してください。

（事務局より説明）

会 長：ただいま事務局から報告がございましたが、この件について何かご意見・ご質問はございますか。

会 長：1/3ルールやコンビニ会計など様々な問題があり、大変だと思いますが、きちんと対応していただければと思います。

委 員：子ども食堂と連携していくことも考えるのでしょうか。有効活用されなければ何の意味もないと思います。

会 長：フードバンクなどはまさにその1つの例だと思います。

事務局：こども未来部や健康部など関係各課とも連携しながら進めていきたいと思っています。

会 長：本日用意されました議題はすべて終了いたしました。何か全体を通してご意見ございますか。

委 員：ごみ屋敷条例について、樹木や雑草が周囲に迷惑がかかるほど茂っている場合も対象となるということですが、手が行き届かずに知らないうちに垣根などの枝が敷地から出てしまい迷惑をかける場合もあると思うが、そういったケースも条例の対象となるのでしょうか。

事務局：そもそも不良な生活環境の解消は所有者の責務でありますので、対応していただきたいと思います。ただ、それが如何ともしがたい状況になった場合、行政が対応していく判断になると思います。ごみ屋敷というのは、それぞれ状況が異なると思うので、認定すべき案件なのかどうかなどのルールやマニュアルづくりもしていきながら検討していきたいと思っています。

会 長：それでは最後に、事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

（事務局連絡事項）

会 長：時間もまいりましたので、会議はこれまでとさせていただきます。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございますございました。

事務局：本日は大変お忙しい中、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。以上を持ちまして、令和元年度第1回環境審議会を閉会とさせていただきます。